

浦安市子ども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、浦安市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第 5 号）第 8 条の規定により、浦安市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第77条第 1 項の規定に基づき、以下の事項について行うものとする。

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関する建議
- (2) 特定地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）の利用定員の設定に関する建議
- (3) 法第61条に定める子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関する建議
- (4) 法第61条に定める子ども・子育て支援事業計画の評価及び施策の実施状況の調査審議

(雑則)

第 3 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年 7 月 1 日から施行する。